

平成30年冬号

特定の美術品に係る
相続税の納税猶予制度の創設

～平成30年度（2018年度）税制改正～

美術品・文化財に係る

相続税の納税猶予制度の創設！

今回は、昨年末与党より発表された「平成30年度税制改正大綱」より「美術品等の相続税納税猶予の新設」について解説します。

背景には、昨今の相次ぐ「美術品の海外流出」や「文化財の解体」、インバウンドによる「日本文化への再注目」があります。

目次

1. 消えゆく「文化財」・・・
2. 文化財所有者の責任とは？
3. 美術品等の相続税納税猶予の創設（税改正）
4. 文化財保護法、2018年改正予定

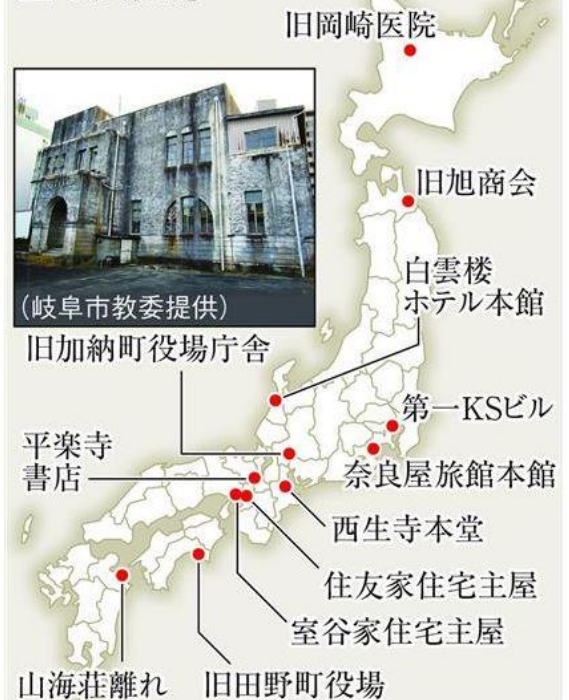
1. 消えゆく文化財…

2017年10月5日 産経新聞より

貴重な「登録文化財」相次ぎ解体、理由は重い「管理費負担」…所有者手放すケース後絶たず

国の登録有形文化財になっている建造物の解体が続いている。本来、近代の貴重な建築物が安易に取り壊されないようにするために導入された制度だが、修復費用の負担などを重荷に感じた所有者が建物を手放すケースが後を絶たないという。解体などで登録を抹消されたケースは平成8年の制度創設から計180件。自治体所有の建造物が解体された事例もあり、行政だけに頼らない支援の仕組みづくりも始まっている。

解体などで登録が抹消された主な文化財



2. 文化財所有者の責任とは？

1949年(昭和24年)1月26日の法隆寺金堂の火災により、法隆寺金堂壁画が焼損しました。この火災事件は、文化財関係者に大きな影響を与え、翌年には議員立法により文化財保護についての総合的な法律として、「文化財保護法」が施行されました。

四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

また例えば、「登録有形文化財」に関しては、一般的に所有者は下記の義務を負うこととなります。

六〇条 文化財保護法や文部科学省令に従う形での管理義務

六一条 滅失や棄損等した時の届け出義務

六二条 所在場所を変更する際の事前届け出義務

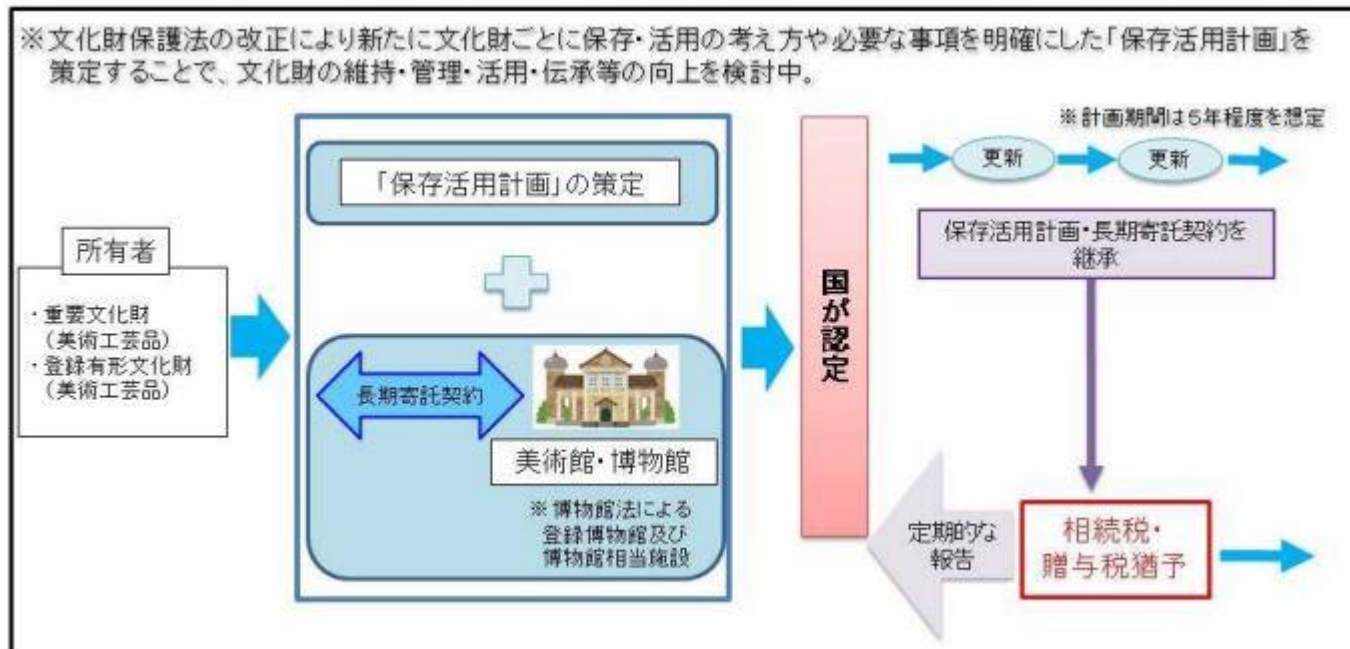
六四条 現状変更する際の事前届け出義務

他にも、修繕や公開するに当たっての費用は、六三条及び六七条より所有者自身が負担することになっています。

3. 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設

文化財保護法の改正を前提に、改正法に基づく保存活用計画を策定し、国による認定を受け、美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）について、相続税の納税猶予の特例が創設される予定です。

この税制改正によって、美術品・文化財の次世代への確実な継承と、公開・活用の促進が期待されます。



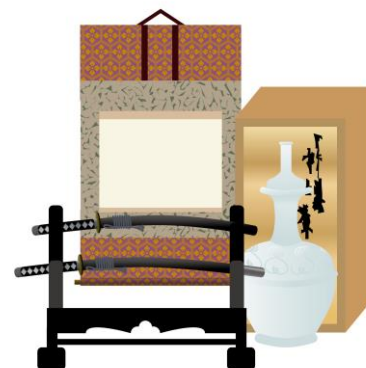
(平成 30 年度税制改正大綱より)

文化財保護法の改正を前提に、次の措置を講ずる。

個人が、一定の美術館と特定美術品（仮称）の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画（仮称）の文化庁長官の認定を受けてその美術館にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」）がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

(注1) 上記の「一定の美術館」とは、博物館法に規定する博物館又は博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。

(注2) 上記の「特定美術品」とは、重要文化財に指定された美術工芸品又は登録有形文化財（建造物を除く）であって世界文化の見地から歴史上、芸術上若しくは学術上特に優れた価値を有するものをいう。



4. 文化財保護法、2018 年改正予定

文化庁は 2018 年に、文化財保護法の改正を目指します。

これが実現すると、保護対象を文化的景観に拡大した 2004 年改正以来、14 年ぶりの大改正となります。

◎私たちは「経営者へのお役立ち度★世界一」の税理士事務所を目指します！



マネーコンシェルジュ税理士法人／相続承継M&Aセンター株式会社

- ☆ マネーコンシェルジュ税理士法人は、ベンチャー・起業家・中小企業の参謀役税理士(SZ)として、会社設立から株式公開支援まで幅広くサポート！
- ☆ 相続贈与・事業承継・M&A等、各種対策・申告・名義変更まで専門特化してトータルサポート！
- ☆ 大阪・京都・神戸・滋賀・奈良及び東京・横浜を中心に活動しています。

住 所 〒530-0054

大阪府大阪市北区南森町 2-1-29

三井住友銀行南森町ビル 3F

連絡先 T e l : 06-6450-6990

F a x : 06-6450-6991

E-mail : info@money-c.com

<交通アクセス>

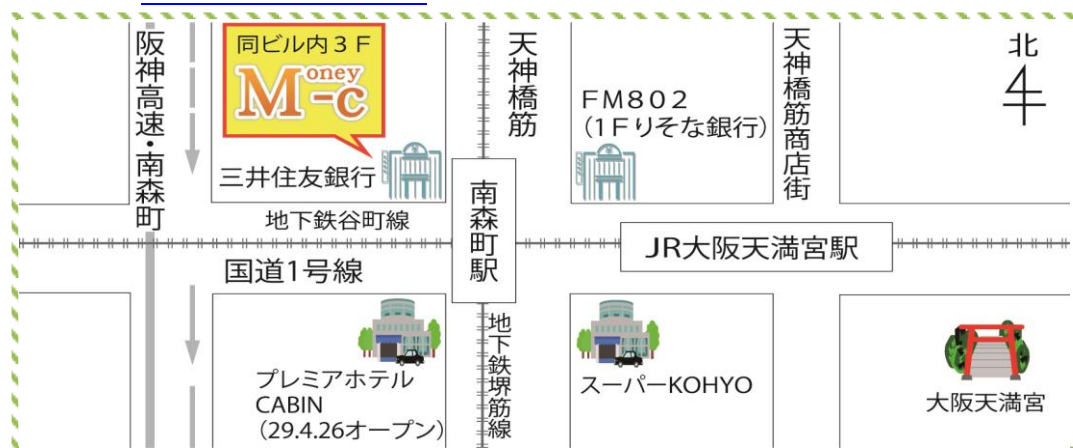
地下鉄 谷町線・堺筋線「南森町駅」

J R 東西線「大阪天満宮駅」

車 阪神高速・南森町 下車すぐ

地下鉄

①番出口出てすぐ



● 代表社員 今村仁 (税理士、CFP、宅地建物取引士)

経歴

立命館大学経営学部卒

会計事務所を2社経験後ソニー株式会社に勤務

2003年今村仁税理士事務所を開業

2007年マネーコンシェルジュ税理士法人に改組

代表社員に就任、相続承継M&Aセンター(株)設立

ホームページ <http://www.money-c.com>

創業5年サイト <http://sogyo5.money-c.com/>

税務調査サイト <http://chosa.money-c.com/>

決算対策サイト <http://kessan.money-c.com/>

成長企業サイト <http://tsubo.money-c.com/>

事業承継・M&A <http://shoukei.money-c.com/>

業務内容

税務会計業務全般(電子申告対応)

記帳代行業務

給与計算代行業務

マイナンバーコンサル業務

経営コンサルティング業務

経営分析・事業計画作成支援業務

節税及び金融機関対策業務

新規開業支援業務

相続・贈与対策・申告業務

事業承継支援業務

相続名義変更支援業務

税務調査対応業務

IPO支援業務

M&A支援業務

『認定経営革新等支援機関』

に認定されました！

所属組織など

NPO法人相続アドバイザー協議会上級アドバイザー
株式会社日本M&Aセンター「相続承継M&Aセンター」

相続名義変更アドバイザー®事務所
ビジネス会計人クラブ(BAC)会員



※「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」 <http://www.money-c.com/top/privacy-policy.htm>

20002135